

医 第 3 2 2 6 号
生 第 1 5 1 7 号
令和元年 1 1 月 2 6 日

兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 様
兵庫県講習浴場業生活衛生同業組合理事長 様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課長

無資格者によるあん摩マッサージ指圧、はり、きゆう
及び柔道整復の行為について

標記のことについて、あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう及び柔道整復の行為（以下、「マッサージ等」という。）は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 12 条及び柔道整復法（昭和 45 年法第 19 号）第 15 条により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の免許を有するものでなければこれを行ってはならないものであり、無免許で業としてこれらの行為を行ったものは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 13 条の 5 及び柔道整復師法第 26 条により処罰の対象となっているところです。

本県においては、「マッサージ等」の行為が無資格者によって行われることがないよう従来より指導を行ってきたところですが、依然として一部施設等において無資格者による「マッサージ等」の行為が行われているとの情報が寄せられています。

つきましては、各施設において「マッサージ等」を行うにあたり施術者と雇用契約を行う際は免許証の提示を求めて資格を確認する、施設利用客にマッサージ等の斡旋を行う場合は施術者の資格を確認する等、無資格者に「マッサージ等」を業として行わせることのないよう、貴組合員に周知して頂きますようお願いいたします。

(参考)

兵庫県ホームページ：無資格者によるあん摩マッサージ指圧等について

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/hw11_000000022.html

問合せ先
〒650-8567
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県健康福祉部健康局医務課医療指導班
TEL：078-341-7711（内線 3226）
FAX：078-362-4267